

戦間期大阪に於ける「接客婦」とその運動

藤 目 ゆ き

はじめに

高度な職業的技術や熟練を必要とせず、容易に就業でき、サービス次第で比較的高い収入の得られる風俗産業は、戦間期を通して窮貧層の婦人を吸引し続けた。一九二七年四月一日現在、娼妓・芸妓、女給などの「接客婦」は女工を除いた「職業婦人」総数の二・三・八パーセント強を占め、何れの職業婦人よりも多数に上る。エログロナンセンスと言われた昭和恐慌下の世相は性の商品化に拍車をかけ、また三〇年代中期には、工場から解雇されて失業者になった者や疲弊した農村から新たに流出してゆく女性の中に娼妓、酌婦、女給になるものが急増し、社会問題になった。表稼業だけでは生活の成り立たない搾取システムの中で、娼妓以外の「接客婦」もまた、日常的に娼妓化を促された。三〇年代を通して、検査された「密売淫婦」は、常習的私娼と推測される無業者

に次いで女給が多く、次いで仲居、芸妓が多い。^③

従来の歴史研究にあつては、芸妓、娼妓などの「接客婦」は、その境遇の過酷さが描かれても、過酷な境遇からの解放を求める運動の主体としては登場しない。また売春問題は人身売買と奴隷的境遇に関する「人権」問題として扱われるが、劣悪な労働条件と搾取という様な「労働」問題としては理解されない。売春婦について、ルンペン・プロレタリアとの定義にもアンチ「エリート女性史」^④の出発点であるとの理解にも共通しているのは、「売淫」は労働ではない、性を売るのは労働者ではないとの認識である。村上信彦は『明治女性史 中巻 後編 女の職業』（理論社、一九七一年）において、芸者・カフェー女給・遊芸関係は「広範な意味の売淫に属するものとして、いずれも職業から省いた」。しかしながら、接客婦は労働者として、接客業は労働問題として研究される必要があると考える。

第一に、娼妓をも含めた「接客婦」の争議は、戦間期の職業婦人争議にあって最も多い。公娼制度廃止運動を主軸とする従来の研究の枠組みでは叙述されないだけである。^⑤

第二に、人権問題と労働問題は切り放しては考えられない。前借金で拘束され外出の自由さええないものは「奴隸」としか呼べないと言う論議はありえるが、詐欺的に連行され寄宿舎に閉じ込められた女工たちが日本の産業革命を支えたのが、日本の近代に刻印された事実ではなかったか。家父長権に従属し人格的隷属性が高く「二重の意味で自由なプロレタリアート」でないからこそ、激しい搾取と収奪が可能な労働者として下層労働者に位置づけられてきたのが、総体としての女性労働者ではなかったか。

第三に、女性労働の変容の問題である。一九二〇年代以降、産業構造の変容―第三次産業の拡大と大衆社会状況の到来の中で、自由意志の対等な契約に見える性的搾取が広範に広がり、風俗産業以外の女性労働において性的魅力によるサービスという新しい要素が付加されてくる。他方、近代的草率機関の急成長と娼妓の外出自由化をも含む待遇改善などにも認められるように、風俗産業も前近代的な人格的隷属を前提とする形式から「近代化」された形式へと比重は転換し始める。資本主義の発達の中で、「接客婦」と他の女性労働者の境界線は曖昧になってゆくのであって、

戦間期に於て性的搾取は女性労働者に普遍性のある問題として登場してくる。^⑥ 売春防止法成立後三〇余年を経た今日、出稼ぎアジア女性が苛烈な人権侵害を被りつつ性産業に従事している様に、風俗産業は肥大し、窮乏層の婦人を依然として吸引し「売淫」を強制し続けている。公娼制度の廃止は売春の廃止につながらなかった。今日の問題は前近代的な隷属ではなく資本主義の中の搾取であり、戦間期はそうした問題の転換の始動期であった。女性的搾取からの解放の道筋を摸索するためにも、従来の枠組みを超えて「接客婦」を研究するのは重要であると考える。

かかる視座から、本稿は大商工業都市として風俗産業の近代化が顕著であった戦間期大阪を対象に、「接客婦」の労働環境と彼女らが主体として闘った争議を取り上げる。

⑤ 大阪市社会部調査課『社会部報告第一二二号 本市に於ける社会病』（一九三〇年八月）に依れば、娼妓になるに至った原因は、八〇九名中九割以上は貧困、少なくとも経済的事由に在り（大阪難波病院の調査報告）、芸妓二三名・私娼二五〇名中、芸妓・私娼になった原因は、共に、概して貧困な家計の補助に在り（中央職業紹介事務局の東京市内における調査報告）、女給の就職事由の六割二分は経済的事情によるものが占めている（中央職業紹介事務局の大阪市内における調査報告）。今中保子『広島県女給同盟』に關する「考察」に依れば、「女給業を選択する婦人はおおむね経済恐慌下に零落した勤労者家庭の貧困子女」である。

② 大林宗嗣『女給生活の新研究』敵松堂書店、一九三二年、一三頁。戦間期、風俗産業は普通「接客業」と称され、娼妓、芸妓、酌婦、仲居、女給、旅館女中の六つが「接客婦」と分類された。

③ 『大阪府統計書』一九四〇年、二四二―三頁及び七八七頁によると、一九三四年から四〇年にかけて「密売淫」で検挙された者は合計二、一九三名で、無業者一、六〇五名、女給二二二名、仲居一四四名である。

④ 売春問題は七〇年代女性史論争の重要な一領域をしめた。山崎朋子は、「従来のエリート女性史に対するアンチテーゼの序章」として『サンダカン八番娼館——底辺女性史序章』（文春文庫、一九七五年）を著し、「売春婦のうちでも最も救いの無い存在」として東南アジアへの出稼ぎ売春婦を位置づけた。これに対して、犬丸義一「女性史研究の観点・方法——マルクス主義史学の立場から——」『歴史評論』一九七三年、九月、米田佐代子「女性史への視角」高橋一監修『歴史学入門』合同出版、一九八一年などの批判がある。

⑤ 三井礼子編『現代婦人運動史手帳』一一九、一二四、一三四、一三八、一五九、一六〇頁によると、一九二六年には職業婦人争議二四件中「接客婦」の争議一九件、以下同様に二七年、二一件中一八件、二九年、四件中四件、三〇年、六件中五件、三七年、二一件中一七件。女給については、今中前掲論文がこれを勤労婦人と位置づけ、労働の実状と運動を考察している。

⑥ 性の商品化全般の詳細は別稿に譲る。

第一章 女 給

1 女給の位相

新興の風俗産業として明治末年に芽生えたカフェーは、第一次

大戦後に一段と伸張し、昭和初期には女給教も娼妓教を上回り、風俗産業の「玉座」に上った。一九三〇年から三六年にかけて全国の娼妓数は五二、一一一人から四七、〇七八人へと減少したが、女給数は六六、八四〇人から一一、七〇〇に増加し、^① 娼妓運動が突らず花街が生き延びた大阪でも、二〇年代末女給数が娼妓数を凌駕、三五年には娼妓八、八七七人に対し、女給は約二・六倍の二三、〇三四人の上っている。^② カフェーが台頭し花街が劣勢になったとの現象は、当時、好事家たちの格好の話題のねただった。資本主義の発達の中で性を商品化する企業は拡大し、カフェーは安く気軽に性的刺激を楽しむ盛り場の新文化として、茶屋に芸妓をあげ遊興する経済力のない大衆を引き付けた。古い伝統のある遊廓よりも、モダンな装いのカフェーの方に企業の方があつた。

女給業は、正当な職業と認められるよりも、都会の夜を彩る新風俗として興味本位に取り沙汰されたり、社会に害毒を流すものとして芸妓とともに侮蔑されるのが通例であつた。

道家斉一郎は『売春婦論稿』（史談出版社、一九二八年）において、「社会風教を毒する女の群れ」の中で「女給も笑みを売り、春をひさがねば生きて行かれない女」と決めつけ、「華やかな奏楽の巷、燦然たるシャンデリアの下に立ち働く彼女らの口からも

れ出る卑俗な流行歌、情欲に光る男の瞳、淫乱な空氣のカフェー情緒そこに虚榮の化身たる女給や家庭の生計を補わねばならぬというウエイトレス諸氏の間、安い給金に満足することが出来ないうでチップや〇〇〇金の欲しさに淫をひさぐといふ事実を何人も否定することは出来まい^③と述べている。大阪市社会部調査課もまた『社会部報告第一二二号 本市に於ける社会病』（一九三〇年）、「売笑」の頁（四八―五六頁）中に「近代のカフェー難は女給を巡る恋愛の取引、偽善と奸計の乱舞であり、そこに社会的毒素を醸成する」と、「娼妓——芸妓——やとな——女給」をまとめてゐる。

が、道家や社会部も認めているように、チップを稼がねば充分な収入が得られない「安い給金」や家計補助の必要が、女給にサ―ビスを強制するのであり、女給は「チップ収入の多からんがためにはあらゆる苦痛も敢えて凌ぎ、意識的無意識的に、種々の職術を余儀なくせしめられる」のが実相である。

進歩的な婦人運動の中でも女給が職業婦人であると容易には認められなかった点は、注目される。職業婦人の増大を背景に、大阪でも二〇年代後半には社会事業関係者によって婦人職業問題の研究や職業婦人組織化の試みが始まるのであるが、二六年、大阪に初めて職業婦人の横断的な団体として職業婦人連盟が結成され

た折には、女工は会員になれず、女給は一顧だにされなかった。二九年九月の社会事業連盟婦人部会は、職業婦人問題を研究するために部会員のみならず、各デパート、工場などの代表者を招いて四〇余名の盛会であつたが、一人の女給も参加しないまま、「先決問題として職業婦人の定義——たとえば、公娼または芸妓、仲居、女給のごときも一緒くたに職業婦人と見なして可なるか」をめぐる意見が紛糾、結論はでないままになった。「性その物を特にして売り物にするものを持って職業と見なすことは妥当でない」との意見が記録されている^④。

以上を踏まえるならば、大原社研大林宗嗣が精密な調査に基づいて女給の労働・生活状況を研究し職業婦人としての女給の立場を擁護したことの意義は、高く評価されなくてはならない。一九二九年九月号の『社会事業研究』に於て大林はその基本的な考えを述べている。「資本主義制度があらゆる物を商品化せずしては置かない傾向を有していることは既に多くの人々が認めている処であるが、彼らは女子の性的特質も亦たくみに之を捕らへて商品化するのである。営業者は此の点をたくみに捕らえていると云つてよい。すなわち女子の性的特質が最も美しく発露する一六・七歳から二四・五歳迄の間を捕らえて之を商品化し、しかも人間の嗜好欲をそそるアルコール飲料を以て製造したる商品を美しい商

品にサービスせしめ、更に人間の理性の活動が休止して情的活動が盛になる夜間を利用し、赤い火、青い火の電灯を以て客の享樂的気分を扇動し、猶ほジャズのごとき下等な音楽を用いて人間の理性を麻痺せしめ、猶ほその上にタバコやアルコールの香ひを以て臭覚を麻痺せしめるのである。かかる制度を基礎として無給料の女給に媚を売らしめる制度を確立せしめて置いて誘惑扇動の罪を女給のみに転嫁せんとするがごときは抑もその本末を転倒したものと云わねばならぬ。

大林は、性の商品化を必然化する資本主義制度批判に立脚していた。女性の立場から大林と共通する指摘をしていたのは、藤井紀久子である。藤井は、同誌に「女子職業の尖鋭」として、次のおり述べている。「ただ女給業に於て他の職業女子達の有するもののうち、最も嫌悪すべき一面を形式として表現して居るに過ぎないのであって、凡そ今日我國の職業婦人中、媚なくして確固たる地歩を有し、その収入を得つつあるものが果してどれだけあろうか。労働立法の欠陥は、企業家、営業主をして今日のあらゆる職業婦人から、真個の勤勞を要求する前に、先ずその媚態を要求して居るのである」。藤井は、女給の性的サービスを「媚び」と称し、女性労働者にあまねく媚態を要求する資本主義社会のシステムを看破している。女給を特殊な生業とするのでなく、むしろ資本主義社会における婦人労働の普遍性の中に位置づけたのであった。

2 女給の運動

職業婦人としての誇りを回復し、経営者による搾取・世間の無理解と中傷に対して団結に依って立ち向かっていこうとする女給の試みは、戦間期を通して続いた。

全国最初の女給組合は一九二二年、大阪で組織された。山内嘉市、野田律太ら日本労働総同盟左派の有志の指導、総同盟関西同盟会賀川豊彦、覚醒婦人協会賀川はる・小宮山富恵などの応援により結成された大阪女給同盟である。拠点になったのは西九条の野田律太の家の近隣のカフェー朝日食堂で、労働運動家のたまり場として利用し、女給と労働歌を歌ったりしている間に女給同盟を組織することになったという。

三月、朝日食堂にコック七名、女給一八名が集まり女給組合の結成と総同盟加入を申し合わせた。経営者が女給三名を解雇処分にしたので解雇取り消しと八時間制・月給制を要求して交渉し承認させ、最低月給八〇円を獲得した。以来いくつかのカフェーの女給がまとまって加入、相次ぐ加入者を得て、一五〇名近くに達した。四月八日には「女給同盟宣伝隊」としてエプロン姿に紅白

のたすきの二〇余名が五台の自動車に分乗、「手に手に赤色の三角旗を振りかざし、隊旗を先頭に、「女性は昔太陽であった」、「男の生める男子ありや」、「万国の婦人団結せよ」などと大書した幟をなびかせ、各新聞社を歴訪の上、繁華街を練り廻って、「団結しましょう」という宣伝ビラ二万枚を撒き、「珍しい行列なのでペラペラな喝采を浴びせられた」という。発会式は四月一〇日朝日食堂で挙行、西大阪百余軒のカフェーから五〇余名が参集、宣言「女性を男子の隷属物とせる旧道徳を破壊し、歓楽のかけに潜む犠牲的奴隷の境遇より脱却し、自由と愛に充てる人生の再建を期す」を採択し、総同盟加入、会旗作成、洗濯賃主人持ち、婦人講座の開設、宣伝演説会開催、メーデー参加などを議決、理事長に朝日食堂経営者の実妹小堀千代子（二〇歳）を選出した。その後、女給同盟とメーデーの宣伝のため、繰り返し自動車上の宣伝演説とビラの配布を行い、四月二八日夜には天王寺公会堂で「婦人労働問題演説会」を開催、満員の聴衆を集め相当の収益を挙げ、またメーデーにエプロン姿で参加、注目を浴びた。女給の労働条件の向上のために「公給費の設定」「外出の自由」「罰金制廃止」を要求すると同時に、全職業婦人に対する檄文散布や交換手や女工の組合を組織して職業婦人総同盟を結成するなど壮大な計画を立てた。六月二七日には天王寺公会堂において大阪鉄鋼所争議庇

援のために、「労働者の利害に性の別なし」、「争議は如何に女の眼に映じたるか」「来りて自覚せる女の争議感を聴け！」と呼掛け演説会を開いて、純益二百円は争議団に全部寄付した。

七月末、女給同盟の中心であった小堀千代子と山内嘉市は駆落ちし、姿を消した。朝日食堂経営者である兄が労働運動を毛嫌って二人の仲を引き裂こうとした故だという。この直後、大阪連合会は、「女給同盟はその精神に於ても運動振りにおいても真面目を欠くことおびただしく、真純なる労働運動を毒するものである」として除名を決定し、女給同盟は消滅した。野田律太は解散の事情については述べず、「一時勢いよく発展しかけた我が女給同盟もそんなものが階級闘争上大して役に立つ筈はなく、いつの間になくなってしまった」と述べている^⑤。

が、「真純なる労働運動」、「階級闘争上役に立つ」内容の何たるかはにおいても、女給が経営者に搾取される労働者であり、性的魅力でサービスをする商売であるが故に、もてはやされる反面、「不真面目」だと不当に軽蔑されることは事実であった。事実のある以上、抵抗せんとする女給の運動は、断続的にも続いてゆく。全く既存労働運動と離れたところでも組織化の努力は行われた。大阪女給組合結成の試みもその一例である。

女給に対する世間の偏見を改めたいと、一九二九年、大阪ユニ

オン食堂の杉村麗子ら女給一五名が創立実行委員となり「大阪女給組合」を組織しようとした。八月一日、宣伝のために自動車三台を連れ、「私たちは人格の向上をはかりませう」「私たちは生活の改善を致しませう」等の旗を押し立てて、各新聞社をはじめ諸方面を練り廻り、デモンストレーションを行った。その趣旨は「今まで世間から、男性から、そして雇用主から、さげすまれ侮蔑されていた女給の地位を向上させ、人格を改善し、知識の啓発をはかる」というもので、「昔太陽は女性でした。私たちはその原始時代の埋もれたる女性文化を再興する責務を感じるのであります。私たちは今、女性の自由と職業婦人の名譽のためにここに立ち上がりました……」という宣言文や、「自治的訓練で人格の向上と知識の啓発を期します」との綱領を準備して、八月七日にはユニオン食堂で五百人の女給を集め発会式を挙げる計画であった。発起人達は女給学校設置、講演会開催、機関雜誌発行、消費組合経営、法律相談部設立などのプランを抱き「将来は全市の女給を糾合して全部組合員にする確信があります。創立以来男手を絶対に借りていないのが私たちの誇りです」と語っていた。が、新聞にデモの様子が写真入りで報道された翌日の一六日、所轄島之内署は発起人中六名を引致し、組合組織を断念させ、発会式は流会になった。

女給同盟と女給組合に共通して看取できるのは、平塚らいてふらの女性の市民的権利を唱える婦人解放運動の勃興が、いかに女給をも勇気づけていたかということだろう。が、上述社会事業連盟婦人部会の論議にも見るように、市民的な婦人運動の側が常に女給に共感していた訳ではない。哀れに思い、保護・善導の対象とはみても、同じ職業婦人と見、団結の対象としようという姿勢をみせることは無かった。婦人運動にあつて女給の強力な支援者となつたのは、無産婦人団体であった。各無産婦人団体は、いずれも運動の一環として女給組織の呼掛けや女給争議の支援を積極的に行っている。

三一年二月、社会民衆婦人同盟は社会民衆党と共に、女給組合「ウェイトレス・ユニオン」の創立準備会開催を後援した。名称は準備会であったがこの段階で五〇名の組合員を組織していた。準備会では「女給がお客様に弄ばされた際、その保護に当たること、

カフェーに憧れて来阪した田舎の若い女のために良き指導をすること、女給に職業婦人としての意識を養成し、争議勃発の際は支援すること」などの他、当面の主張として衣服の統一・店主負担積立金・食費撤廃、毎日の売り揚より一〇パーセントを女給に分配、エロ・グロの制限、協同寄宿舎建設などを決め、丸山芳子（カフェーOK）を準備委員長、森田あや子（カフェー鈴蘭）を

書記に選び、事務所は給蘭内に置くことになった。^⑦

新労農党婦人部は、三二年六月、「貞操擁護、解雇反対の赤い叫びをあげて注目され」た西区信濃橋食堂争議を支援している。信濃橋食堂の雇用人の座談会で経営者の女給に対する性的侮辱が提起されて以来、雇用人側と経営者の間は紛糾、六月八日、管理人・コック・女給の雇用人側約三〇名は侮辱された女給への感謝料支払い、解雇・退職手当の支給、罰金制度撤廃、女給の食費値下げ、雇用人の人格尊重、争議の犠牲者を出すな、等一七カ条の要求書を提出した。経営者が拒絶、食堂を閉鎖すると、雇用人側は新労農党婦人部・日本飲食労働組合応援のもとに食堂を占拠した。コック一五名と応援員が所轄警察署へ連行されても女給達は怯まず、争議を契機に女給連盟を組織しようとし、一日から大阪金属労働組合本部を争議団本部とし、全市の女給への激文の起草に取りかかった。が、争議団長の管理人が経営者と折衝した結果、全員三〇名を解雇（但し男五名女二名を除き復職）、一四日、解雇者に金一封を出す条件で和解が成立、組合結成の試みは頓挫した。^⑧

無産婦人同盟は、三一年、大阪府が新財源として女給税を制定する方針を発表、女給の間に反対の声が広がる中で、全国労働組合同盟関西飲食労働組合と協力して、市内カフェーの百名近い女

給を組合に組織した。一月二二日、田万明子方に代表者一名・無産婦人同盟員、全国労働組合員らが会合し、大林宗嗣を座長として、関西飲食労働組合婦人部の名で女給連盟の発会式を挙行した。組合長に由田信子、会計に名村文子、書記に山口京子（以上、無産婦人同盟員）、常任執行委員に吉田静子、飯田たけ子、堀澤ふさ子、大西たけの他、執行委員に七名（以上、女給）、顧問に大林宗嗣を選び、スローガンとして公費自弁絶対反対、衣服強制指定撤廃、全ての女給負担全額雇主負担、女給月給制度の確立、年二回賞与支給、月二回公休実施、諸規則全廃などを掲げ、府内全域に女給税反対の一大キャンペーンを行うことになった。一月二六日には女給連盟及び無産婦人同盟員二〇名が大阪府庁を訪ね、内務部長・予算委員長に「女給は貧乏な家庭の婦人が生活のために見いだした正当な職業で、女給税は言語道断」と抗議、府議会各派議員に決議文を手交した。^⑨

- ① 内務省警保局『第一三回 警察統計報告』一九三五年、『第一五回 警察統計報告』一九三九年、一〇〇―一〇二頁。
- ② 『大阪府統計書』一九一八―四五年。
- ③ 南博編『近代庶民生活誌 稟業・性』一九八八年、三一書房、二七四―二八二頁。
- ④ 『社会事業研究』一七卷一―二号「聯盟記事」一一―二頁。
- ⑤ 野田律太『労働運動実践記』文学案内社、一九三六年、三二六―九

眞、渡部徹・木村敏男監修『大阪社会労働運動史 戦前篇・上 第一卷』大阪社会運動協会、一九八六年、七九四―六頁。

⑥ 『大阪朝日新聞』一九二九年八月一日、『大阪毎日新聞』同年八月一日。

⑦ 『大阪朝日新聞』一九三二年二月二日。

⑧ 『大阪朝日新聞』一九三〇年六月二日、二三日、『大阪毎日新聞』同年六月二日、一三、一五。

⑨ 『大阪毎日新聞』一九三二年二月二日、二月一七日。

第二章 芸 妓

1 芸妓の位相

一九〇九年の「キタの大火」で曾根崎新地の遊廓は全焼し遊廓廃止の府令が告示されたが、花街は存続した。ミナミの難波新地遊廓も一二年の大火災後の事情はキタと同様で、南地五花街（難波新地、坂町、櫛町、九郎右衛門町、宗右衛門町）は遊廓廃止後も依然ミナミの大歓楽地として遊客を引き付け続けた。二十七年一月、大阪府は港区田中町と東成区片江町の二カ所に芸妓居住指定地を認可した。廃娼運動の側は、芸妓居住地の指定はその土地を事実上遊廓と化す結果になると従来反対を唱えており、「芸妓制度は旧来の陋習にして剛健なる国民精神を破壊し教育を紊り家庭を破ること最も甚だし」と反対運動を展開したが、府は次々と芸妓居住地を指定、二九年八月までに二八が新設、遊興地が拡張

されていた。^①

芸妓は廃娼運動の側からは、娼婦として理解されるのが常であった。伊藤秀吉は『廓清』一二巻四―六号に「芸妓設置反対論」を連載、芸妓の内実は「純然たる売春婦であって、私娼の一形式に過ぎぬ」とし、「我々が芸妓置屋乃至芸妓に反対するのは『芸妓は売淫婦である』からといふ一語に尽きる」としている。大阪廃娼運動においても、芸妓を公共の場から排除すること、芸妓居住地の認可を行政に許さないことが、重要課題であった。一九〇三年、第五回内閣勸業博覧会開の余興行事に芸妓の「浪速踊り」が企画されると、廃娼運動側は、「白昼公然醜業婦の舞踊を許容するが如き」はもつてのほか、と演説会を開き反対した。一九一七年、市電「第三線完成祝い」の大宴会に数百名の芸妓に接待させるという市の計画に対し、青年の遊蕩心を挑発すると反対し計画を変更させ、二二年、府が新世界と住吉公園の隣接地に芸妓の居住地を指定すると、取り消し運動を展開した。^②二七年六月、西横堀川筋に竣工した新町橋の渡り初めの式を華々しく行うため芸者を参加させるとの計画に対し、日本キリスト教婦人矯風会（以下、矯風会と略称）と大阪市連合婦人会の河井やえ子ら大阪の婦人運動家が極力反対を唱え運動したが、結局渡り初めには新町芸者二〇余名が行進した。同年九月、中之島と福島をつなぐ堂島

大橋が竣工、今度の渡り初めにも芸者五〇名を練り歩かせるとい
うので、矯風会は他の団体と共に反対運動をし、ようやく芸者の
参加を阻止し、同年一二月に渡辺橋・肥後橋の渡り初め式が行わ
れた際にも芸妓は参加せず、矯風会は「旧来の陋習の破られたこ
とを大いに感謝」した。したがって廃娼勢力にとって上述の芸妓
居住地指定は、永年の運動の成果の否定であり、全く「憤飯もの」
だったのである。

確かに「歌舞音曲を持って座興を助け酒間を幹旋する」という
表稼業の裏面に売春が絶えず付きまといっていることは、芸妓自身
も証言していた。二九年四月から六月にかけて『大阪時事新報』
に四六回連載された「宴席と芸妓の解剖」は、当時の花街の実状
を明らかにしている。一四歳の時に南地から舞子をふりだしにデ
ビューした油屋席の一芸妓は、「芸者と名のつく程の者に白無垢
清浄の身を持つものは広い廓にただの一人もありません」、「芸
妓業は」世の眼も寝ずにとれだけ働き通しても表稼業の花代だけ
ではとても生活できない、ソロバン玉にからかぬフシギな商売」
であって、デビューの翌年には売春を始め、性病にも感染したと
語っている（五月三〇日）。

が、表稼業のみで生活し得ないのは、娼妓と同様に前借に縛ら
れていることと共に、女給業と同様に苛烈な搾取を被っているこ

とに因る。劣悪な労働条件の圧力により芸妓は娼婦化を促される
のである。「宴席と芸妓の解剖」の中で、三越常務取締役の幾度
永は芸者に同情を寄せ、芸者の周辺に茶屋、置屋があるが、一本
の花代一五銭の内五銭を茶屋に二銭を置屋にとられ芸者には八銭
しか残らず、茶屋や置屋の不勞所得は甚だしく、更に妓丁が芸妓
の祝儀に寄生している、「此の悪制度を根本的に改革せねば芸者
の品性向上は求められず、泥稼業の醜名も取り除き得ない」と指
摘した（五月一四日）。三菱商事大阪支店長の柳瀬篤次郎は、花
街の祝儀値下げは芸妓のみに犠牲を強いており「元來収入の少な
い芸者をますます窮地につきおとすようなもので、見ようによっ
ては廓業者はていよく人のふんどしで相撲をとっている。その心
事は実に見逃すべからざる醜惡を極めている。いうまでもなく芸
者が稼ぐ花代の中から扱い席も茶屋も共に多額な配分を取って何
ら自己に得失の無い芸者独占の祝儀のみを値下げしたのは弱いも
のいじめ」（六月三〇日）であると批判している。

花街が打ち続く不景氣と新興カフェーの進出に圧迫され経営が
困難になるにつれ、芸妓からの収奪はより過酷になっていった。
一九三〇年、不況のドン底に陥った各花街はその対応に苦慮し、
芸妓にダンスを教え時流に乗ろうとしたり、抱えの少女たちでジ
ヤズバンドを組織したり、いずれの花街も時代に即した営業に知

恵を絞っているが、南地では、他の遊廓に先駆けて六月、遊廓顧問坂口祐三郎の名をもって「宵花値下げ」を断行した。抜駆けを避難した他の遊廓も値下げをして遊客を引き付ける道を取り、結局、そのしわよせは芸妓にかかっていった。

2 芸妓の運動

一九三〇年、不景気の矛盾を転嫁される立場の芸妓が団結して立ち上がり、衆目を集めた。

堀江芸妓は、芸妓の利害問題を決めるのに廓の役員たちが一般芸妓の意見に一度でも耳を傾けたことないと抗議、今後は芸妓が結束、団体の力で自らの利害問題を解決しようという運動を起したが、八月一七日、ひとまず新町警察署長の斡旋で収まった。^④

北陽においては、北陽新地の芸妓六二九名を代表する芸妓組合評議員会の芸妓一〇名が、九月一六日、大西取締に前借金利子値下げ、茶屋口銭値下げといった待遇改善の要求を評議員会の決議に基づいて提出した。が、回答が煮えきらず交渉が行き詰まり、代表の芸妓八名が二五日、大西取締りの手元まで辞表を提出し、俄然大騒ぎとなった。「弱いもの、無自覚なもの」とされていた芸妓が、古い伝統を破り、勇敢にも紅唇をついての団体争議としてその成行きが注目」された。北陽芸妓の団結運動が各遊廓に飛び

火することを恐れた抱え主側は、これに備え遊興税と芸妓税の減税を府当局に陳情しようということになり、新町、北陽、堀江、南陽の各取締りが協議、大阪市郡遊廓連合会を開き方針を決めることになった。抱え主側、茶屋側、芸妓側は折衝を重ねた結果、三日、茶屋口銭と花代の分配率は他の遊廓との交渉が必要だから適當の時期までこれを考慮することとしつつも、前借金の金利問題は値下げを条件とすることを確認して取締りに一任、さらに妓丁の祝儀は撤廃するとの解決条件で妥結した。この争議によって芸妓側は前借金利子値下げ、妓丁祝儀撤廃の主要二カ条の要求を貫徹させた。北新地の芸妓評議員は、一日、北陽演舞場の稽古場に同廓の姐さん株約三〇名を集め勝利の顛末を報告し、「互いに勉強して廓が繁盛するように」と申し合わせた。^⑤

同年南地では、宗右衛門町大和屋の坂口祐三郎が中心になり、花代値下げと共に花街の趣向を様々に凝らし、芸妓への心得書を大量に普及し、勢力挽回にむけて種々の改革を断行した。坂口祐三郎は、第一次世界大戦前から大阪財界の人脈を駆使しつつ、「商品の製造から販売までは合理的な一貫作業が必要」と、芸妓養成所を設け、養成した芸妓に料理屋で接待させるという一貫経営で莫大な利益を上げていた。不景気のために老舗を安売りする者が続出する南地に於て、演舞場を土地会社としその株券を融通して

廃業者を防ぐなど、南地五花街に君臨し、飛將軍とうたわれた人物である。坂口が中心となり一九三三年には、従来およそ二〇軒の扱店（検査）で各々別々に行っていた経営を一つにまとめて南地五花街全体を統括する検査会社が資本金五〇〇万円で設立され、花街経済の近代化、統制の強化が推進された。

こうした花街「改革」の断行は、芸娼妓の労働条件を変質させていった。前借金でがんじがらめに拘束されている芸娼妓は「奴隷」と呼ぶにふさわしいのは確かであるが、この時期、芸妓自身の裁判闘争によって、一歩ずつ人身の自由ががちとられつつあった。一九三二年には、「一三のときから八年間苦界に泣く」生活を強制されていた芸妓、寺田加代が、離縁請求訴訟を起こし、「養女名義の搾取に一大痛棒」となった大阪控訴院判決をかちとった。一九三三年には、「前借地獄」に苦しみ「全国の芸娼妓さんたちの為にも」と金銭債務調停法に訴えた白水たま子が勝利、借金減免を実現させている。このように人身の自由が一歩ずつかちとられていく一方で、同じ時期に推進された「資本主義化」は従来にならぬ形で「商品」化を芸娼妓に迫った。検査会社は、芸妓屋を取り縮まり、遊客の斡旋から芸妓の客あしらい・花代の精算まで管理するものである。この花街統制経済のため、従来、一定の独立性を誇っていた小規模な置屋や茶屋の一団は圧迫され、

いわば芸妓の大資本への隷属が深まった。「一流所」の芸妓にとっては「自前芸者の矜持を検査出現に寄って極度に踏みにじられ、独立芸者から検査の雇い女に、更に、商品にと転落する待遇に反比例した過重負担」は堪えがたいものであったし、あまり売れない芸妓にとっては、「今までなれば扱店が気を配って妓丁も茶屋に頼んでいわゆる『さしこみ』をして貰いましたが、会社になると全部が平等で、要は芸妓自体の腕で売るか売れぬかが決められて、会社側が末端的な世話が出来ません。従って売れない芸妓はますます売れずにくざって行く」という苦悩があった。

坂口祐三郎の花街統制に抵抗して、南地芸妓は宗右衛門町鶴乃屋女将安西とみを盟主として一九三〇年、南地芸妓組合を結成している。最初は組合員も三、四〇名に過ぎなかったが、発足した検査会社への反感と南地五花街疑獄事件に坂口が連座したことかから芸妓たちの間に不満が醸成され、三六年には姐さん芸妓二五名が幹事になり、その妹芸妓を包容して二八〇人、南地現役芸妓数の三分の一の大団体に発展した。三六年六月、検査会社への公式な交渉権を持つため所轄島之内署へも届出を済まして鶴乃屋に事務署の看板を挙げた。

芸妓組合は三六年一月、「お願い」の名目で、検査に対してパンフレット一七枚、六箇条八項にわたる要求書を提出、検査会

社を驚愕させた。南地芸妓組合を南地五花街組合に対する一の組織体として承認せよ（芸妓は今まで南地五花街組合に対して何の権利もなく幾多の義務のみ負担させられている）、演舞員に芸妓を選出せよ（二四名の演舞員中、少なくとも六名を芸妓組合から参加させること）、芸娼妓は廓有財産には一切の権利を有せざるものとす」の規定を削除せよ、検番収益を減少せよ（検番収益を切下げ、そのうち一定額を積み立てて芸妓廃業の折り、廃業資金として払い戻せ。残りは、貸席収益に譲れ）、芸娼妓収益中から天引きさるる根拠なき店祝儀を全廃せよ、われらよりさらに弱い地位にある妓丁の待遇を改善し、妓丁に対する芸妓心付けの二重負担を撤廃せよ、という内容であった。擗取制度に反旗を翻してたった南地芸妓組合は、南地五花街遊廓事務所に承認を求め交渉を続けたが、三七年二月二十五日夜、とうとう交渉は決裂、芸妓たちは山籠り戦術を強行することに決定、顧問の安西とお琴ら約六〇名の芸妓たちは二六日朝以来、信貴山玉蔵院に向かい、「大阪南地芸妓祈願本部」と大書した立看板を山門に掲げた。遊廓側では「芸妓組合は廓の統制に絶対に認められない」との強硬な姿勢を崩さず、芸妓側も要求の認められぬ場合には、鑑札の返還、剃髪も辞さないと言言して、争議団に対外交渉、情報、会計、連絡の各係を定め、大阪にも留守隊をおき情報交換を頻々に行なう体

制を固めて持久戦に入った。「因果と伝統の世界に爆弾」「柳眉逆立て山籠り」「紅唇の爆弾宣言」などと各新聞が書き立て、松竹レビュウガール争議を思いおこさせる山籠り戦術の奇技さ、芸妓の団結運動の物珍しさが注目を集め話題をさらった。「ウチらは商品やあらへんし」「生きた屍となるのはいやだす、芸妓かて団結せなあかんし」といった争議団の意気込みが伝えられた。芸妓の団結運動を知った社会大衆党は緊急に協議、府会議員九名は「速やかに芸妓組合を認め、可憐な勤労女性に有利な解決をもたらすよう当局の公正な取扱を要望する」旨の声明書を大阪府警察部に提出、府政研究会にも時局問題として提案することになった。同府会議員らは二七日、籠城芸妓たちと会見し激励、「争議には直接はいらぬが、外部からどしどし援助する旨誓い、姐さん方は、生まれて初めての階級闘争論にすっかり感激していた」。翌二八日には、同党系の無産婦人同盟の名村文子らが玉蔵院を訪ね、激励した。

争議が膠着し、芸妓たちは、既成の七カ条の「お願い」は一切撤回し、芸妓自身が芸妓のための新しい検番会社を設立するという新方針を出した。大阪府警察部は初めて積極的に和解工作に乗り出し、三月六日、府庁に於て争議団と検番会社の会見が行われ、芸妓全部の下山と幹部の遊廓事務所への陳謝表明、新検番の設立

承認、安西とみは新検番の責任のある地位に就かないこと、双方とも従来の方がかりは捨てて円満なる融和をはかり共存共栄に努めること、という解決条件で妥結した。この条件は、「組合などという闘争的団体は伝統の美風を誇る南地では面白くない」が、別個の検番を認めるのなら「将来の相互の互助融和に資す」こともありえようという警察部の判断と検番側の妥協の産物でもあったが、芸妓側は完全勝利と受け止め大いに氣勢を揚げ、早速新会社創設に乗り出した。「新検番会社のモットーは芸妓の品性向上とし、株式会社とはせずに芸妓を主体とした理事制による相互組織として、役員は一切男性を除いて女性だけで経営し、従来のも重三重の搾取制度を是正する」方針で、三月一八日正式に設立認可を受け、その一月後に発足した。

坂口祐三郎は、芸妓のストライキは自分を失脚させようとした悪人が芸妓を利用して仕組んだ陰謀であり、この結果「今までお嬢さんのような南地芸妓のよさはなくなって、恩義も情愛も破れ草履のように捨てて、ただ自分本位の女工のような打算的芸妓を一部に作り上げました」と主張している。が、五月九日の『大阪朝日新聞』は「新検番の妓はみんな上昇景気だす」「信貴山に上った妓が人気があるので、新検番二四〇人みな登ったことにしようかと思つてます」という新検番重役芸妓の談話を伝えている。

① 『廓清』一九二九年九月、四〇頁。

② 前掲『大阪社会労働運動史』、二二五―二二六、四四八、七〇三頁。

③ 『大阪毎日新聞』一九二七年六月二三、二七日、『キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、一九八六年、四八八頁、林歌子『涙と汗』

大阪婦人ホーム、一九二八年、二二―二五頁。

④ 林喜代弘『昭和初年 大阪欲楽街展望』南博編前掲書、四七四―四九頁。

⑤ 『大阪朝日新聞』一九三〇年九月二八、三〇、一〇月一日。

⑥ 鶯谷栲風『坂口祐三郎伝』大和屋、一九五五年。

⑦ 『大阪毎日新聞』一九三一年、五月二九日、一九三二年、一〇月二二、二七日。

⑧ 『大阪朝日新聞』一九三七年、三月四日。

⑨ 鶯谷前掲書、四二頁。

⑩ 南地芸妓組合の結成・争議については、『大阪朝日新聞』一九三七年二月二七、二八、三月一、二、三、四、五、六、七、八、九、一一、一四、一八、一九日、五月九日。

⑪ 註⑩に同じ。

第三章 娼 妓

1 娼妓の位相

娼妓運動は大正デモクラシーの波にのって高揚し、二六年五月には警察部長会議が初めて公娼問題を取り上げ、娼妓の待遇改善の必要を認めた。運動は全国に広がり各地に娼妓県が誕生した。

大阪の貸座敷業は、政・官の一部と結託し、一九一六年に新たに

戦間期大阪に於ける「接客婦」とその運動（藤目）

全 国

	貸座敷 営業業者	娼 妓	遊 客 数	カフエー 及びバー	女 給 数
1928	11,155	49,058	22,794,221		
1929	11,081	49,477	22,360,170		51,559
1930	10,861	52,111	22,827,730	27,532	66,340
1931	10,799	52,064	22,393,870	27,041	77,381
1932	10,500	51,557	22,736,341	30,598	89,549
1933	10,281	49,302	24,922,504	35,200	99,312
1934	9,738	45,705	25,838,776	37,056	107,478
1935	9,526	45,837	27,278,106	36,202	109,335
1936	9,386	47,217	28,063,451	34,971	111,700
1937	9,238	47,217	30,818,981	32,813	111,284
1938	9,012	45,289	33,486,192	31,289	98,437

（内務省警保局『警察統計報告』より作成）

大阪の花街状況（年末現在）

	貸座敷	娼 妓	遊 客 数	消費金額
1918	1,641	6,460	3,545,341	12,090,736
1919	1,635	7,295	4,209,296	25,512,559
1920	1,640	7,683	4,008,588	19,941,393
1921	1,628	8,178	3,897,960	21,891,847
1922	1,633	8,122	4,265,560	23,632,417
1923	1,616	8,133	4,167,047	22,175,664
1924	1,596	8,327	4,819,568	26,572,836
1925	1,598	8,557	4,543,318	24,286,302
1926	1,594	7,973	4,773,575	23,821,544
1927	1,590	8,155	4,694,312	20,896,993
1928	1,592	8,352	4,929,310	21,139,279
1929	1,589	8,577	5,091,272	21,436,595
1930	1,587	9,046	5,212,739	20,522,681
1931	1,581	9,157	5,533,411	18,902,531
1932	1,575	9,266	5,889,625	18,403,099
1933	1,564	9,020	6,496,141	21,040,479
1934	1,549	8,685	6,930,758	22,821,597
1935	1,524	8,877	7,817,240	26,025,751
1936	1,509	9,091	8,008,236	25,761,122
1937	1,501	9,294	8,841,086	30,335,111
1938	1,499	8,866	9,167,025	23,808,350

（『大阪府統計書』より作成）

飛田遊廓建設が認可、二〇年代にも貸座敷指定地が新設されるなど他府県に比べて強力で、戦間期最多記録の一九三七年末現在で全国四七、二一七人中九、二四九人と、日本一の娼妓数を示したが、カフェーと廃娼運動に圧され、戦間期を通して貸座敷数は減少していった^①。遊廓の統計は、景気の回復する一九三三年までは、概して貸座敷数の減少と娼妓数の増加、遊客数の増加と消費金額の減少という傾向を示している。即ち、娼妓の側から見れば、年々より多くの遊客をもてなすが、収入は年々減少し、楼主の搾取

を別にしても、減少してゆく収入を増加してゆく多くの同業者と分かち合わねばならないという構造である（表参照）。娼妓にとつて待遇改善の要求は切実の度を増していった。
前述の一九二九年九月の社会事業連盟婦人部会の研究会では、「職業婦人の一部に公娼たるものが存在しているが、これは実に婦人問題の癌で、この惨苦の境に墮せる婦人に向かつてこれに救済の手を下すの必要はあるも、職業は神聖という見地からすると、公娼は決して神聖なものでない以上、これを職業中に加えること

は妥当とは言えぬ」との意見が記録されている。矯風会を始めと

する市民的女性団体の廃娼の主張は、娼妓の立場に立ってなされたというよりも、良妻賢母思想の域を出ない母性主義からなされたものであった。矯風会は飛田遊廓反対運動の過程で「母の叫び」として集会を開き府当局に請願したが、「私共婦人として又母として国家に尽くすべき務めの最も大なるものは、善良にして強健なる第二国民を養成」する事なのに、子供や青年学生の生活圏内に遊廓が出来ては「其悪感化の及ぼす処如何に大なるべきか、誠に寒心に堪へざる次第」^③という趣旨だった。一九二九年の飛田遊廓非常門開放反対運動では矯風会と大阪市連合婦人会傘下の婦人運動家が協力したが、その際の府知事に対する請願の趣旨も「国民の母たる私共」の子女の教育を思う「母心の哀情を御酌み取りあらん事を」という内容であった。^④

当時、廃娼を望む立場からは、娼妓の働きは「醜業」であって「職業」とは認めがたく、「惨苦の境に墮せる婦人」は苦界から救い出す対象であっても、その働いている場において働き易くなるように労働条件を向上させるといふ発想の生まれる余地は乏しかった。「醜業婦」という表現が語っているように、憐れみは時として侮蔑の感情と表裏であった。

2 娼妓の運動

しかしながら、「自由廃業で廓は出たが、ソレナントシヨ、行き場無いので屑拾ひ」という東雲節（ストライキ節）に歌われているとおり、遊廓での売春が、「神聖」な職業に就きたくとも就けない貧窮層の婦人に強いられた労働であった以上、醜業であり惨苦に満ちていようと、むしろそうだからこそ、より良い待遇で働きたいという要求が生まれるのは自然であり、待遇改善を求める闘いは自然に発生する。働くものの依り所が団結であることも、娼妓においても同様だった。実際、明治期から娼妓の闘いは続いた。自由廃業運動は、函館の娼妓坂井フタの裁判闘争がきっかけだった。また本稿が対象にしている大阪の花街争議でいつても思い出され、引合いに出されたのが、明治期の熊本市日本木の東雲楼のストライキだった。この争議は救世軍の影響によるものではなく、逆に遊女のストライキが救世軍の廃業の呼掛けに多数が応じる状況を創り出したのだった。遊女にとっては商売道具である吸い付け煙草のきざみの値が東雲楼では法外に高く、楼主の搾取に憤慨した遊女たちが結束して値下げを要求し、代表者によって団体交渉を始め、要求が入れられないため総数の半数に当たる四〇余名が団結してストに入り、稼業を休んで離れと別棟に籠城した。籠城中の士気を鼓舞する目的で作った歌が、流行歌

として全国を風靡した「東雲節」だった。この争議は遊女側の敗北に終わったが、煙草値下げ問題は日本木遊廓全体の問題だったので、日本木の六〇〇余名の遊女全体を落胆させた。ちょうどその頃、救世軍の別動隊である「救世組」が出現し廃業を勧めたので、日本木全体で三〇〇名もの娼妓が次々に廃業したのである。救世軍や矯風会は自由廃業運動、廃娼運動に於て、献身的な努力を続け、重要な役割を果たした。が、そうした活動の成立の背景に、娼妓自身の抵抗と闘いが存在したことを看過し得ないのである。

戦間期大阪においても、娼妓は救済の手を下されるのを待っているばかりではなく、自身のより良い待遇を求めて団結し闘争した。矯風会などの推進する自由廃業運動、廃娼運動に直接間接に影響を受けながら、娼妓自らが主体的に争議を起こしている。戦間期大阪の遊廓は、市内には、松島、飛田、新町、堀江及び南地五花街の五カ所があった。「送り込み制度」を採る他の三遊廓と違い、松島・飛田の二遊廓には、娼妓はその抱え貸座敷内に寄寓し、市内娼妓のほとんどがここで働いていた。戦間期最も多く娼妓を抱えていた松島遊廓における娼妓の争議を紹介する。

一九二五年には、松島遊廓高砂町の大店東京楼で娼妓のストライキが起こった。同年中大阪の遊廓は、娼妓数は増え続けているのに、遊客数は戦間期中例外的に二七六、二五〇人も減少、消

費金額にして二、二八六、五三四円の減収であった。東京楼では娼妓一九名を抱えていたが、遊客に対し娼妓より台物、飲食物または約東以外の花代を強要せしめ、もし娼妓が応じない時は虐待し、その稼ぎの高低によって著しく差別していた。不景気で遊客の足がともすると切れる晩などが多く、「小店は競って遊興費の低減しているのに東京楼のみがこうした営業ぶりでは遊客の足が薄くなり娼妓の収入は大打撃になる」と、同楼娼妓たちは寄り寄りこの対策を密議、到底緩慢なるやり方では反省せしめることができぬと相談一決、七月二四日の宵天神祭りに砂川はつその他一三名の娼妓はストライキを始め、二五日には一斉に病氣と称して休業を申し出た。所轄九条署が事情を取り調べる一方、娼妓の待遇に関しては楼主から改善を誓って二八日から平常通り就業することになった。^⑤

翌一九二六年には、松島遊廓高砂町金成楼の抱え娼妓一〇名が結束して待遇改善を要求、ストライキをしている。同楼の貞春（二二歳）、浦風（二八歳）が他の八名を誘い、誓書調印の上、一、客が娼妓を指名せず登楼する場合、その相手を出すのに、流行枝やチップをよく取る妓を先にせずに公平に順番を待つてすること、一、入院中長期に亘る場合は、なるべく見舞い人を出すこと、一、着物及び敷布は一切公平にすること、一、別途貸金など

においても人により金額に等差を付せず、均等にすること。一、その他の待遇を全部均等にすることの五カ条の要求書を提出、七月一七日からストライキに入った。楼主側では狼狽し、一八日、一同を集め、なるべく要求にそう旨を述べたので、娼妓側は結局一八日夜から就業することになった。娼妓待遇改善問題が警察部長会議でも論議され、問題は全国に拡大し、長崎、和歌山、富山、愛媛、奈良の各県では既に一部の改善を実施した矢先でもあり、このストライキは各方面から注目を集め、「過般来この種の問題がやかましくなつてから大阪の遊廓は何れも恐慌をきたし、新町遊廓の某楼のごときは、三万余円の老舗で売買されるはずであったが、この問題が起こつてからは、一万円にも低落し、一方、廃業希望の者が続出している」とも伝えられた。^⑦大阪では一貫して娼妓数が増え続けている中で顕著な例外はこの二六年であり、同年中廃業する娼妓は続出している。

昭和恐慌下の一九三〇年から三二年にかけて、遊客数の増加にもかかわらず遊客の消費金額は低落し、『大阪府統計書』はこの趨勢に着目し、三年統けて「これらは財界のパロメーターの一つをなすものとみられる。ここにも如実に不況が深刻におり込まれている」と分析している。この時期、過酷な処遇に耐えかねた松島遊廓金宝来の娼妓達一〇数名が、待遇改善を求めてハンガー・

ストライキを行い、最後には自由廃業を遂げるという争議が聞かれた。一九三一年一月十五日、娼妓らはハン・ストに突入、楼主側はやむなく休業した。娼妓たちは結束を固め、一九日、血判を押した連判状を無産婦人同盟大阪支部長・田万明子に送り届け救援を求めた。無産婦人同盟は直ちに救援運動を起し、翌二〇日、所轄九条署に署長を尋ね調査を要請すると共に、金宝来において無産婦人同盟の幹部及び全国労農大衆党府会議員井上良二、山内鉄吉、熊本真一らと楼主側の二名、娼妓一三名が会見し、強硬に待遇の改善を求めた。あまりに酷い楼主の搾取に対して警察も取締りの必要を認め、楼主側は狼狽し、娼妓側の要求は全て貫徹した。無産婦人同盟では覚書を交換し、今後は楼主側の誠意を監視することにして引き揚げ、娼妓たちは同日夜から営業することになった。^⑧

が、待遇改善は実行されず、一月二二日、一二名の娼妓が金宝来の遊客に再び血判状を添えた嘆願書を渡し、「誰か無産運動の有力者に何分の運動方を依頼して下さい」と頼んだ。翌一三日夜から、無産婦人同盟は娼妓達と会見、また、遊客の伝言により社会民衆党の日秋喬一は、一四日、九条署署長を訪ね、調停に乗り出すことの了解を求め、金宝来の邸事務所で二名の遊廓取締および九条署高等主任立会いの下、楼主らとの折衝に入った。この

結果、娼妓の要求条項を全部樓主が承認した。同日夜、日秋が娼妓に交渉願末を報告しようと金宝来に来たところ、前夜以来交替で娼妓と対談し自由廃業を勧めていた無産婦人同盟の女性たちが二階の娼妓達と面会のため階段をかけたがろうとし、また二階より娼妓が一階へなだれ降り、戸外へ脱出しようとし、自由廃業をしようとする娼妓・婦人同盟員と阻止しようとする樓主側との大乱闘になった。「命がけでやるんだ」「廃業を阻止するものは訴える」など足袋裸足の娼妓はさかんにわめき立て、入口の硝子障子をたたくなどしているところへ、全国労働組合の争議団が押し寄せ、娼妓を応援、戸外でデモをはじめたのでいよいよ大混乱となったが、ついに娼妓達は表戸を押し空けてなだれ出て、無産婦人同盟員・全国労働組合員に護られて田万宅に駆け込んだ。^⑨

『大阪朝日新聞』は「せっかく調停に入って解決までこぎ着けた日秋は、右の騒ぎに施すすべなく終始傍観のやむなき態であった」と報道しているが、自由廃業を娼妓に勧めていた無産婦人同盟大阪府連合会は、社会民衆党が自由廃業を妨害したとして一月一五日付で社会民衆党大阪府連合会宛に以下のとおり、公開状を提起している。「大阪松島遊廓金宝来抱娼妓虐待事件は吾が同盟の手に依って勝利を以って第一次解決したが、尚其後の経過につき監視交渉をして居った。然るに貴党に於ては何故か黨員を度

々登樓遊興せしめ、娼妓の結束を攪乱することに努めていた。ことに昨十四日夜、貴党の幹部日秋某は数名の壮漢を連れ、娼妓が自由廃業の準備をしている室に突如闖入し来って、之を阻止する為、同盟員 岡島礼子、由田のぶ子の両氏を以て室外に放り出さんとして失敗した。夫れ許りでなく同盟員並びに娼妓の行動に樓主側と共に非常に圧迫を加えて息まなかった。かかる日秋某らの行動は全く樓主への奉仕以外の何ものでもない。吾等は貴党が階級的立場から前記の次第は如何なる理由に基づいて為されたかを公開状にて明答せられむことを求めます」(句読点は原文通り)。

無産婦人同盟と娼妓たちは、同日中に、かねて作成していた自由廃業の届出を沢辺署長に提出した。九条署はこれを受理しながら、その日、娼妓全員を「保護留置」の名目で検束した。無産婦人同盟は娼妓の留置を不当として九条署署長に嚴重な抗議を申し入れ、また全国労働大衆党の府会議員も釈放を要求した。一九九日にいたってようやく娼妓は全員釈放された。自由廃業後、娼妓たちは故郷に戻ったり、結婚したりしていったという。^⑩

① 第一章註①②に同じ。

② 第一章註④に同じ。

③ 石月静恵「矯風会大阪支部の活動——娼妓運動を中心に——」『大阪の歴史』第二六号、六二頁。

④ 『廓清』一九二九年三月

- ⑤ 今津菊松『続 労働運動一夕話』一九五五年、全織同盟兵庫支部
教宣部、二二九一四八頁。
- ⑥ 『大阪朝日新聞』一九二五年八月一日。
- ⑦ 同前、一九二六年七月二〇日。
- ⑧ 同前、一九三一年一〇月二〇、二一日。
- ⑨ 同前、一九三一年一月一四、一五、一七、一七。
- ⑩ 大原社会問題研究所蔵「婦人運動資料」所収ピラ。
- ⑪ 田万清臣・田万明子『行雲流水』青弓社、一九七七年、二〇三―五
頁。

おわりに

第一次世界大戦後の資本主義の展開と大衆社会状況の到来の中で風俗産業も変貌、カフェーという近代の享楽機関が急成長し、他方、遊廓と花街は時代に適應した近代化を求められた。一見自由意志の対等な契約に見える性の商品化が広がり、女給は飲食物を運搬し給仕するのみならず、芸妓は歌舞音曲を持って座興を助けるのみならず、構造的に性的サービスを促される搾取システムの中で就労していた。「接客婦」は性的サービスの強制という同質の搾取を受け、人権を蹂躪されるが故に、何れも社会的侮蔑にさらされ卑しめられるという二重の人権侵害を受けていたといえよう。

性的サービスを伴う労働は、職業生活を通して自己実現をはか

る可能性の乏しい貧窮層の女性を吸引した労働であった。惨害に満ちた生活の中で、より良い待遇で働きたいという「接客婦」の希求は、待遇改善を要求する争議を頻発させた。本稿で紹介した争議は、新興のカフェーで働く女給も、カフェーに雇われ延命一挽回を図る花街・遊廓で働く芸妓・娼妓も、労働組合を結成して労働運動の一翼を担い、働くものの自身の経営による会社を創立し、ストライキを組織して待遇改善を勝ち取るという様に、道筋は各々に異なっていたが、団結の力に依って経営者の搾取に立ち向かったことを示している。不景気が続く中で労働者に犠牲が転嫁され搾取が強まることも、働くものの依り所が団結だということも、風俗産業においても他の産業と同様だったのである。過酷な搾取が行われる中で抵抗の闘いは風俗産業にあっても自然発生的に頻発し、一部は労働運動、無産運動とリンクしていった。人身売買を排撃する廃娼運動は、女性を奴隸化して成立する公娼制度を次第に追い詰めるながらも性を商品化して利潤を追求する企業の成長を押しとどめることはできなかったが、本稿で取り上げたいくつかの争議は働くものの勝利で終結した。各々は限定的な個別の勝利ではあったが、性の商品化を強制される当事者による闘いであり、搾取される者が搾取するものに対して敢行した闘いであった。当事者でない人々が「接客婦」の立場に立つことは容易ではな

かった。第一に指摘されなくてはならないのが、「醜業婦」という呼称に象徴的な、廃娼運動の中の排娼観であろう。更に、女性の立場に、或は労働者階級の立場に立つことを趣旨としている人々の対応にも「接客婦」の立場に立つことの困難性は窺われる。大阪市連合婦人会は娼妓の立場よりむしろ子供への悪影響を恐れる「母」の立場で問題を受けとめ、また職業婦人のための研究会においても「公娼または芸妓、仲居、女給の如きも一緒に職に職業婦人と見なして可なるか」を巡って意見が紛糾し、性を売り物にするのは職業ではないと言われた。他方、男性を主体にする労働運動・無産運動にあつては、自己の馴染みになつた女給や娼妓の運動に手助けするという事例が散見される。大阪女給同盟の除名と消滅については指導する側の責任ある総括は提起されず、金宝来争議においては無産婦人運動の立場から無産政党に対して批判が投げかけられている。

が、「接客婦」の労働条件とこの改善を要求する争議は、直接の当事者でないとはいへ、廃娼運動にとつてはもちろん、性の商品化が女性の人權を愚弄するものであり、風俗産業労働が窮貧層の女性を膨大に編入していたことを考えるならば、婦人運動にとつても労働運動にとつても本質的に他人事ではなかった。婦人の解放、労働者階級の解放を求めらるなら、他人事であるどころか、本質的に生命線にかかわる問題であつた。それが一部には意識化され実行もされたことは、「あらゆる職業婦人から、真個の勤労を要求する前に、先ずその媚態を要求している」という資本主義批判に立脚し、資本主義社会における婦人労働の普遍性の中に「接客婦」を位置づける視点、「接客婦」の団結運動を支援する個人と団体の運動の存在が示している。かかる視点と運動の先進性は、「接客婦」自身の闘争の可能性という問題と共に、今日になお、貴重な歴史的示唆を与えていると考える。

（京都大学大学院生